

2025 年 期 第 3 回 課 題 研 究 テ ー マ (東 京 補 習 所)

1 ～ 9 班

テーマ	<p>2025（令和7）年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設された。</p> <p>防衛特別法人税の創設に関し、次の点を論じなさい。</p> <ol style="list-style-type: none">① 防衛特別法人税の概要② 法定実効税率への影響 ※法人住民税及び法人事業税について論じる場合は東京都を念頭に論じなさい。③ 繰延税金資産及び税効果会計関係注記への影響
-----	---